

# 育児・介護休業手当金の給付上限相当額が変わりました

令和5年  
8月1日  
から

給付上限相当額とは、育児休業手当金及び介護休業手当金の算定基礎となる給付日額に設けられている上限額をいいます。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67/100(休業期間が180日まで)	14,097円 (7月まで 13,878円)
	50/100(休業期間が181日以降)	10,520円 (7月まで 10,356円)
介護休業手当金	67/100	15,513円 (7月まで 15,266円)